

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について

(2月27日(木) 0:00 時点)

対馬空港においては、法務省、厚生労働省等の関係機関及び空港内事業者と連携し対応に努めてまいります。対馬空港へお越しになるお客様につきましては以下内容をご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【日本国出入国在留管理庁からのお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本に入国することができない外国人の対象が拡大され、2020年2月27日午前0時から、以下の通りとなります。

- ① 日本到着時前14日以内に中華人民共和国湖北省または浙江省における滞在歴がある外国人
- ② 中華人民共和国湖北省または浙江省発行の中国旅券を所持する外国人
- ③ 日本到着時前14日以内に大韓民国大邱広域市または慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人

【中国(香港・マカオ含む)・韓国から帰国・入国される皆さまへ】

- 過去14日以内に中国湖北省・浙江省または韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出てください。
- 入国時に咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服用している場合は、検疫官にお申し出ください。
- 入国後においても、中国湖北省・浙江省または韓国大邱広域市・慶尚北道清道郡に渡航歴・滞在歴がある方で上記の症状が出た場合は、マスクを着用し、事前に中国(湖北省・浙江省)または韓国(大邱広域市・慶尚北道清道郡)に滞在していたことを帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指定された医療機関を受診してください(機内で配られた健康カードもご参照ください。)

【空港内における感染症予防について】

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、空港内スタッフへのマスク着用を奨励しております。
- ターミナル館内のドアノブ・手すり(エスカレーター含む)や手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化を行っております。
- 利用者の皆様におかれても、感染拡大防止のため、手洗い、咳エチケットを積極的に行っていただくよう、お願い申し上げます。
- ターミナル各所にアルコール消毒液を設置しておりますので、ご利用ください。